

## 医療法が定める掲示事項

1. 開設者の氏名・・・・・・・・・・・・・・・・ 医療法人 健康会 霧島記念病院
2. 管理者の氏名・・・・・・・・・・・・・・・・ 平原 一穂 理事長
3. 病院の所在地・・・・・・・・・・・・・・ 鹿児島県霧島市国分福島1丁目5-19
4. 診療に従事する医師の氏名・・・・・・ 別途掲示
5. 診療時間及び休診日 診療時間・・ 9:00～17:00 (月～金) 受付時間 8:30～17:00  
9:00～12:00 (土) 受付時間 8:30～12:00  
休診日・・ 日曜日、土曜日午後、祝日、年末年始

## 療養担当規則等に基づく厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣が定める入院基本料の施設基準等による看護を行っている保険医療機関です。
2. 当院の看護職員受け持ち患者数の配置は日勤・夜勤平均して以下のようになります。また、看護補助者の配置も行っております。
  - ・ 2階 療養病棟・・・・・・・・・・・・日勤帯：入院患者 8 名に対し 1 名以上の看護職員  
(看護師比率 20%以上) 入院患者 9 名に対し 1 名以上の看護補助職員  
夜勤帯：入院患者 16 名に対し 1 名以上の看護職員  
入院患者 31 名に対し 1 名以上の看護補助職員
  - ・ 3階 一般病棟・・・・・・・・・・・・日勤帯：入院患者 5 名に対し 1 名以上の看護職員  
(地域包括ケア病床含む) 入院患者 11 名に対し 1 名以上の看護補助職員  
(看護師比率 70%以上) 夜勤帯：入院患者 15 名に対し 1 名以上の看護職員  
入院患者 29 名に対し 1 名以上の看護補助職員
  - ・ 4階 回復期リハビリテーション病棟・・日勤帯：入院患者 7 名に対し 1 名以上の看護職員  
(看護師比率 70%以上) 入院患者 12 名に対し 1 名以上の看護補助職員  
夜勤帯：入院患者 15 名に対し 1 名以上の看護職員  
入院患者 29 名に対し 1 名以上の看護補助職員
3. 当院では入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温に提供させていただいております。

提供時間・・・朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 18 時
4. 当院では患者負担による付き添い看護は行っておりません。
5. 当院は敷地内禁煙となっております。
6. 当院はオンライン請求を行い、オンライン資格確認を行う体制を有しております。
7. 九州厚生局鹿児島事務所長への届出事項は、次のとおりとなります。

### 入院基本料

- ・ 急性期一般入院料 4
- ・ 療養病棟入院料 1 経腸栄養管理加算 看護補助体制充実加算 1  
(療養病棟入院基本料注 11 及び 13) 有

### 特定入院料

- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料 2 看護職員配置加算、看護補助体制充実加算

## 入院基本料等加算

- ① 救急医療管理加算
- ② 超急性期脳卒中加算
- ③ 診療録管理体制加算 2
- ④ 急性期看護補助体制加算 25 対 1：看護補助者 5 割以上  
(夜間看護体制加算：有) (夜間急性期看護補助体制加算区分：夜間 50 対 1)  
(看護補助体制充実加算 1)
- ⑤ 栄養サポートチーム加算
- ⑥ 医療安全対策加算 2
- ⑦ 感染対策向上加算 3 (連携強化加算・サーベランス強化加算)
- ⑧ 患者サポート体制充実加算
- ⑨ 後発医薬品使用体制加算 1
- ⑩ 病棟薬剤業務実施加算 1
- ⑪ データ提出加算 1・データ提出加算 3 ロ (医療法上の許可病床が 200 床未満) データ提出加算 1
- ⑫ 入退院支援加算 1 告示注 7 (入院時支援加算・有)
- ⑬ 認知症ケア加算 3
- ⑭ せん妄ハイリスク患者ケア加算

## 特掲診療料

- ① 二次性骨折予防継続管理料 2
- ② 二次性骨折予防継続管理料 3
- ③ 院内トリアージ 実施料
- ④ 夜間休日救急搬送医学管理料 救急搬送看護体制加算 1
- ⑤ 薬剤管理指導料
- ⑥ 医療機器安全管理料 1
- ⑦ 別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の (3) に規定する在宅療養支援病院
- ⑧ 検体検査管理加算 I
- ⑨ 検体検査管理加算 II
- ⑩ 神経学的検査
- ⑪ CT 撮影及び MRI 撮影  
撮影に使用する機器：16 列以上 64 列未満のマルチスライス CT  
撮影に使用する機器：MRI (1.5 テスラ以上 3 テスラ未満)
- ⑫ 脳血管疾患等リハビリテーション料 I (初期加算、急性期リハビリテーション加算)
- ⑬ 運動器リハビリテーション料 I (初期加算、急性期リハビリテーション加算)
- ⑭ 廃用症候群リハビリテーション料 I (初期加算、急性期リハビリテーション加算)
- ⑮ 医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則 5 及び 6 に掲げる手術
- ⑯ 集団コミュニケーション療法料
- ⑰ 看護職員処遇改善評価料 (37)
- ⑱ 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- ⑲ 入院ベースアップ評価料

7. 施設基準により院内掲示する手術の件数 (対象期間 令和5年1月1日～令和5年12月31日)

(1) 区分1に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術 等	6件
イ	黄斑下手術 等	0件
ウ	鼓室形成手術 等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術 等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件
(2) 区分2に分類される手術		
ア	靭帯断裂形成手術 等	0件
イ	水頭症手術 等	17件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 等	0件
エ	尿道形成手術 等	0件
オ	角膜移植術 等	0件
カ	肝切除術 等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術 等	0件
(3) 区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術 等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術 等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
エ	母指化手術 等	0件
オ	内反足手術 等	0件
カ	食道切除再建術 等	0件
キ	同種死体腎移植術 等	0件
(4) 区分4に分類される手術(胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等)		0件
(5) その他の区分に分類される手術		
ア	人工関節置換術	1件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術	0件
	急性心筋梗塞に対するもの	0件
	不安定狭窄症に対するもの	0件
	その他のもの	0件
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
	経皮的冠動脈ステント留置術	0件
	急性心筋梗塞に対するもの	0件
	不安定狭窄症に対するもの	0件
	その他のもの	0件

認定施設

- ・保健医療機関・労災保険指定医療機関・生活保護法指定医療機関
- ・結核指定医療機関・原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関
- ・身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関・難病指定医が配置されている医療機関
- ・二次救急告示病院・鹿児島県災害派遣医療チーム(鹿児島県DMAT)指定病院